

## 令和3年度 第5回経営協議会（書面審議）議事要旨

日 時 令和4年1月12日（水）【文書送付日付】

回答者 （学外委員）大平委員，潮谷委員，陣内委員，菅谷委員，戸上委員，中尾委員，宮島委員，山口委員  
（学内委員）兒玉学長，渡委員，山下委員，寺本委員，山崎委員，岩本委員，山下委員

令和4年1月12日付書面会議による審議の結果は下記のとおりであった。

### 【 審議事項 】

- (1) 国立大学法人佐賀大学 第4期中期目標（原案）・中期計画（案）について

令和4年4月から始まる第4期中期目標期間に本学が取り組む中期目標・中期計画については、令和3年7月末に文部科学省へ中期目標・中期計画（素案）を提出した。国立大学法人評価委員会（令和3年12月1日開催）を経て、令和4年1月21日までに中期目標（原案）・中期計画（案）を文科省へ提出するにあたり、審議するもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

- (2) 令和3年度国立大学法人佐賀大学第2次補正予算（案）について

令和3年9月の第1次補正予算の成立後における収入・支出の見込みについて変更が生じたものを補正するものであり、収入面は、授業料免除の追加配分などによる運営費交付金収入，学生納付金収入，附属病院収入，その他収入などの補正，また，支出面は，人件費，一般運営経費，全学管理経費（各理事室経費），ビジョン2030の取組への支援を含む学長裁量経費などの補正について，審議するもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり，了承された。

- (3) 第4期中期目標期間及び令和4年度国立大学法人佐賀大学予算編成の基本方針（案）について

（第4期中期目標期間の佐賀大学予算編成の基本方針（案）について）

第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）は，ビジョン2030を目指して，中期目標・中期計画の達成や本学が担う特有のミッション実現のために，ヒト，モノ，カネ，スペースの経営資源を投入することを基本的な考え方としている。

(令和4年度の佐賀大学予算編成方針(案)について)

令和4年度は本学のビジョン2030の達成に向けた社会的インパクトを創出する取組などを中心に支援することとしている。特に、本学独自で実施している評価反映特別経費については、国の評価指標である「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の評価結果をもとにした評価、また、中期目標・中期計画の達成に向けた「教育、研究、社会貢献、経営基盤」などの指標での評価、それぞれの成果に基づいて部局への資源配分を行うなど、本学の予算編成の方針について、審議するもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(4) 第3期中期目標期間終了時における積立金の第4期中期目標期間への繰り越しについて

第3期中期目標期間終了時における積立金については、国立大学法人法第32条第1項に基づき文部科学大臣に承認申請の上、承認を受けた金額を第4期中期目標期間における業務の財源に充てることができることとされている。

本学の第4期中期目標期間における業務の財源に充てる事業としては、「附属病院再整備事業」及び「附属病院機能強化」等を予定しているが、この繰越予定の事業については、文部科学省へ提出予定(2月中旬)の第4期中期計画(案)の「その他の記載事項」のうち、「積立金の使途」への記載が必要であることから、これらについて、審議するもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(5) 国立大学法人佐賀大学業務方法書の変更について

国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)が令和4年4月1日に施行されることを受け、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(令和3年文部科学省令第50号)が令和3年11月30日に公布されたことに伴い、文部科学大臣の認可を受けている本法人の業務方法書について、所要の改正を行うことについて、審議するもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

以上